

申請書類一覧表

○:提出必須 △:必要に応じて提出

		旅行業						旅行者代理業		旅行サービス手配業		備考
		新規登録		更新登録		変更登録		法人	個人	法人	個人	
		法人	個人	法人	個人	法人	個人					
1	登録申請書(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	押印箇所あり(押印に代えて、署名することができる)
	登録申請書(2)	△	△	△	△			△	△	△	△	(2)主たる営業所以外にも営業所がある場合
	登録申請書(3)			△	△	△	△					(3)旅行者代理業者がある場合
2	登録簿(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	営業所が二箇所以上ある場合は、登録簿(2)も提出
3	定款又は寄付行為	○		○				○		○		「目的」は、「旅行業」又は「旅行業法に基づく旅行業(旅行者代理業、旅行サービス手配業)」とする (注)記載がない場合には定款等の変更に関する誓約書を提出 (注)定款の最終頁に記載→「現行定款に間違いありません」申請年月日、法人名、代表者名、代表者印押印
4	登記事項証明書(現在事項全部証明書)	○		○				○		○		原本提出(3か月以内に発行されたもの)
	住民票		○		○				○		○	提出不要(住基ネットで確認)
5	役員の欠格事項に該当しない旨の宣誓書	○	○	○	○			○	○	○	○	法人の場合は監査役を含む全役員の宣誓書(自署) 個人の場合は申請者本人分(自署)
6	旅行業務に係る事業の計画(1)~(4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	航空券発券に係る契約書の写し	△	△			△	△					発券契約等がある場合
	海外手配業者等との契約書の写し	△	△			△	△					海外手配業者等と契約がある場合
7	旅行業務に係る組織の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	旅行業務を取り扱う組織を特に詳細に記載 旅行業務取扱管理者(国内・総合の区分を含む)を明記
8	最近の事業年度における貸借対照表・損益計算書	○		○		○						(注)基準資産額の計算は、旅行業法上の計算式にて行います 法人設立後、最初の決算期を終了していない法人は、開業時の貸借対照表のみ提出
	財産に関する調書(申請間近に作成した調書)		○		○		○					「財産に関する調書」の根拠資料として、預貯金の「残高証明書」、土地・建物を所有する場合は、その「固定資産評価証明書」又は「不動産鑑定評価書」等、資産・負債を証する書類を添付
9	①最近の事業年度における決算書類に関する公認会計士又は監査法人による監査証明 ②法人税の確定申告の全頁の写し及び資産負債の明細書	○		○		○						①、②のいずれかを提出 (注)②法人税の確定申告書は別表一から別表十六を含む全頁の写し
10	旅行業協会の発行する入会確認書又は入会承認書	△	△									登録後直ちに旅行業協会の保証社員となることを希望する場合
11	旅行業務(旅行サービス手配業務)取扱管理者 選任一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	合格证又は認定証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	旅行サービス手配業者に限り、旅行サービス手配業務取扱管理者研修修了証明書の写しも可
	履歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	任意様式
	欠格事項に該当しない旨の宣誓書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本人自署(※5と同じ様式)
	旅行業務取扱管理者定期研修修了証書の写し(旅行サービス手配業者に限り、旅行サービス手配業務取扱管理者定期研修修了証明書の写し)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	選任された取扱管理者 申請時に旅行業務取扱管理者試験合格後5年以内は不要 旅行サービス手配業者に限り、旅行サービス手配業務取扱管理者研修修了後5年以内は不要
12	事故処理体制表	○	○	○	○					○	○	第二種、第三種旅行業の事業者でも海外業務を行う場合は、海外での事故にも対応し得るよう社内体制を整えること
13	旅行者代理業業務委託契約書の写し							○	○			
14	旅行業約款	○	○			○	○					
	旅行業約款認可申請書	△	△			△	△					標準旅行業約款以外の約款を使用する場合
15	営業保証金供託書又は弁済業務保証金分担金納付書の写し			○	○	○	○					
16	登録手数料(佐賀県収入証紙)	19,000円		17,000円		11,000円		15,000円		15,000円		佐賀県収入証紙(佐賀県庁旧館1階販売所にて購入可) 証紙は貼らずにご持参ください